広島大学教育学部後援会会則

(総則)

第1条　本会は，広島大学教育学部後援会と称する。

(目的)

第2条　本会は，広島大学教育学部・大学院教育学研究科・人間社会科学研究科(教師教育デザイン学プログラム・教育データサイエンスプログラム・教育学プログラム・日本語教育学プログラム・心理学プログラム・教職開発プログラム)・特別支援教育特別専攻科に在籍する学生の就職を促進するために必要な活動及び同学部・研究科・専攻科における円滑な教育研究活動に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条　本会の事務局は，広島大学教育学部内に置く。

(事業)

第4条　本会は，第2条の目的を達成するために，次の事業を行う。

(1) 就職先の開拓及び就職指導のための事業

(2) 教育関係，企業関係等の情報・資料提供のための事業

(3) 教育研究活動及び課外活動等の円滑な運営のための事業

(4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条　本会の事業年度は，　毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会員)

第6条　本会は，教育学部・大学院教育学研究科・人間社会科学研究科(教師教育デザイン学プログラム・教育データサイエンスプログラム・教育学プログラム・日本語教育学プログラム・心理学プログラム・教職開発プログラム)・特別支援教育特別専攻科に在籍する学生の保護者会員及び本会の趣旨に賛同する賛助会員をもって組織する。

(会費)

第7条　会員は，次により入会時に会費を納入する。

(1) 学部学生の保護者会員　　15,000円

(2) 大学院学生の保護者会員　　7,000円

(3) 特別専攻科学生の保護者会員　　3,000円

(4) 賛助会員　　10,000円以上

(役員)

第8条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　1名

(2) 副会長　2名

(3) 理事　　若干名

(4) 監事　　2名

(5) 顧問　　若干名

(6) 相談役　若干名

(役員の選任)

第9条　会長及び監事は，会長，副会長，監事，顧問及び相談役の協議により候補者を選考の上，総会において選任する。

2　副会長，理事，顧問及び相談役は，会長が選任する。

(役員の任務)

第10条　役員の任務は，次のとおりとする。

(1) 会長　　本会を代表し，会務を統括する。

(2) 副会長　会長を補佐し，会長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 理事　　会長の指示により，会務を処理する。

(4) 監事　　本会の会計を監査する。

(5) 顧問　　会長の諮問に応じ，意見を述べる。

(6) 相談役　会長の要請に応じ，役員会において意見を述べる。

(役員の任期)

第11条　役員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2　補欠または増員により選任された役員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

3　役員は，その任期満了後でも後任者が就任するまでは，なおその職務を行う。

(役員の解任)

第12条　役員が次の各号の一に該当するときは，次条第2号に定める役員会構成員総数の3分の2以上の議決により，会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため，職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(会議)

第13条　本会は，次の会議を行う。

(1) 通常総会

(2) 会長，副会長，理事及び監事で構成する役員会

(3) 臨時総会

(通常総会)

第14条　通常総会は，原則として年に1回，会長がこれを招集し，本会の事業運営及び会計に関する重要事項を審議する。

2　通常総会の議事は，出席者の2分の1以上の同意により決する。

(役員会)

第15条　役員会は，会長が必要と認めたとき，又は役員会構成員総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して要求があったとき，会長がこれを招集し，前条に定める本会の運営及び会計に関する具体的な事項を審議する。

2　役員会は，役員会構成員総数の2分の1以上出席しなければ，議事を開き，議決することができない。ただし，あらかじめ書面をもって意思を表示した者は，出席者とみなす。

3　役員会の議事は，出席者の2分の1以上の同意により決する。

(臨時総会)

第16条　臨時総会は，会長が必要と認めたとき，又は会員総数の5分の1以上の要請があったときに，会長がこれを招集する。

2　臨時総会の議事は，出席者の2分の1以上の同意により決する。

(会計)

第17条　本会の経費は，会費，寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条　本会の会計年度は，第5条に定める事業年度の期間と同一とする。

(雑則)

第19条　この会則の改正については，役員会の議を経て，総会において出席者の2分の1以上の同意を要する。

2　特別の事情によりこの会則によることができない場合又はこの会則によりことが著しく不適当であると会長が認める場合は，別段の取扱いをすることができる。

(個人情報の取扱い)

第20条　本会は，個人情報の保護に関する法律等に基づき， その保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

附　則

この会則は，平成12年2月19日から施行する。

附　則(平成19年9月8日一部改正)

この会則は，平成19年4月1日から適用する。

附　則(平成22年9月25日一部改正)

この会則は，平成22年4月1日から適用する。

附　則(令和2年11月1日一部改正)

この会則は，令和2年4月1日から適用する。

附　則(令和7年9月20日一部改正)

この会則は，令和7年4月1日から適用する。